	再任用職	再任用職員(フルタイム)				
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用		
根拠法令	職員の定年等に関する条例第12条(定職員の定年等に関する条例等の一部を	職員の定年等に関する条例等の一部 を改正する等の条例附則第3条				
	行政職3級	行政職3級	行政職3級	行政職3級		
年間給与額(期末・勤 勉手当含む) ※R57.4.1時点での試算	約3,000,000円	約2,300,000円	約2,800,000円	約3,800,000円		
給料月額	208,000円	156,000円	192,903円	260,000円		
期末·勤勉手当	2.40月分	2.40月分	2.40月分	2.40月分		
3号厚生年金 (共済組合期間分)	昭和36年4月2日以降に生まれた者は65歳の誕生日の前日に受給権発生 ※民間等での厚生年金保険加入期間を持つ女性の厚生年金(1号期間部分)は、昭和37年4月2日以降昭和39年4月1日までにに生まれた者は63歳の誕生日の前日に 受給権発生					
厚生年金の 支給停止等	※「年金」:年金(すべての老齢厚生年金	が51万円を超える場合、一部、又は、全 の合算額(職域部分、加給年金額を除く))の +年間賞与(計算対象月以前1年間の標準)	D月額			
共済年金	H27.9月までの共済組合員期間分を「経過的職域加算」として、支給する経過措置					
(経過的職域加算)		支給停止				
年金払い退職給付	H27.10月以降の共済組合員期間分は、「年金払い退職給付」として65歳から支給(繰上げ、繰下げ可) (半分は終身年金、半分は有期年金(20年、10年、一時金から選択))					
年間総収入	入 十年金支給額 +年金支給額 +年金支給額 +		約2,800,000円 十年金支給額 (全額停止以外)	約3,800,000円 十年金支給額 (全額停止以外)		
諸手当	(P22、26参照) ※定年前再任用、暫定再任用の適用内容は同じ (P26参照)					

■所得・勤務条件等比較表 (R7.10 情報提供パンフレット巻末資料)

	再任用職	再任用職員(フルタイム)			
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用	
年次有給休暇	勤務日数を考慮して	[付与日数を定める	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	
特別休暇	リフレッシュ休暇は適用なし。その他の 数を考慮して付与日数を定める。	木暇のうち一部休暇については勤務日	リフレッシュ休暇は適用なし。その他の 休暇は正規職員と同じ。 夏休は一日を 単位とする。	リフレッシュ休暇は適用なし。その他の 休暇は正規職員と同じ。	
病気休暇		正規職員(6	0歳前)と同じ		
育児休業	対	象(原則として、子が1歳に達する日まで	で)	正規職員(60歳前)と同じ	
育児部分休業	正規職員(60歳前)と同じ				
育児短時間勤務		対象外		正規職員(60歳前)と同じ	
介護休暇	勤務日数を考慮して	(付与日数を定める	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	
分限·懲戒		正規職員(6	0歳前)と同じ		
社会保険等	・厚生年金(1号・日本年金機構) ・厚生年金(3号・共済組合)・共済短期 ・雇用保険 ・雇用保険			•共済短期	
定期健康診断	対象				
ストレスチェック制度		対	·象		
人間ドック事業(共済)	対象				
貸付事業(共済)	対象(ただし、現職時と条件が異なる)				
互助会	加入できる(任意)				
災害補償制度	正規職員(60歳前)と同じ				

【技能労務職給料表】

	再任用職	再任用職員(フルタイム)				
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用		
根拠法令	職員の定年等に関する条例第12条(定職員の定年等に関する条例等の一部を	職員の定年等に関する条例等の一部 を改正する等の条例附則第3条				
勤務日数•時間数等	7時間45分/日×4日/週	7時間45分/日×3日/週	5時間45分/日×5日/週	正規職員(63歳前)と同じ		
	技能労務職4級	技能労務職4級	技能労務職4級	技能労務職4級		
年間給与額(期末・勤 勉手当含む) ※R57.4.1時点での試算	約2,900,000円	約2,200,000円	約2,700,000円	約3,600,000円		
給料月額	198,880円	149,160円	184,445円	248,600円		
期末·勤勉手当	2.40月分	2.40月分	2.40月分	2.40月分		
3号厚生年金 (共済組合期間分)	生	持つ女性の厚生年金(1号期間部分)は、昭		者は65歳の誕生日の前日に受給権発生まれた者は62歳の誕生日の前日、昭和		
厚生年金の 支給停止等	※「年金」:年金(すべての老齢厚生年金	が51万円を超える場合、一部、又は、全 の合算額(職域部分、加給年金額を除く))の ト年間賞与(計算対象月以前1年間の標準)	の月額			
共済年金	H27.9月までの共済組合員期間分を「経過的職域加算」として、支給する経過措置					
(経過的職域加算)		支給		支給停止		
年金払い退職給付	H27.10月以降の共済組合員期間分は、「年金払い退職給付」として65歳から支給(繰上げ、繰下げ可) (半分は終身年金、半分は有期年金(20年、10年、一時金から選択))					
年間総収入	約2,900,000円 十年金支給額 (全額停止以外)	約2,200,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約2,700,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約3,600,000円 +年金支給額 (全額停止以外)		
諸手当	(P22、26参照) ※定年前再任用、暫定再任用の適用内容は同じ (P26参照)					

【技能労務職給料表】

	再任用職	再任用職員(フルタイム)			
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用	
年次有給休暇	勤務日数を考慮して	「付与日数を定める	正規職員(63歳前)と同じ	正規職員(63歳前)と同じ	
特別休暇	リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇のうち一部休暇については勤務日 数を考慮して付与日数を定める。 リフレッシュ休暇は適用なし。その他の 休暇は正規職員と同じ。夏休は一日を 単位とする。		リフレッシュ休暇は適用なし。その他の 休暇は正規職員と同じ。		
病気休暇		正規職員(6:	3歳前)と同じ		
育児休業	対	象(原則として、子が1歳に達する日まで	で)	正規職員(63歳前)と同じ	
育児部分休業		正規職員(6:	3歳前)と同じ		
育児短時間勤務		対象外		正規職員(63歳前)と同じ	
介護休暇	勤務日数を考慮して	[付与日数を定める	正規職員(63歳前)と同じ	正規職員(63歳前)と同じ	
分限・懲戒		正規職員(6:	3歳前)と同じ		
社会保険等	· #	•厚生年金(1号·日本年金機構) •共済短期 •雇用保険			
定期健康診断	対象				
ストレスチェック制度	対象				
人間ドック事業(共済)	対象				
貸付事業(共済)	対象(ただし、現職時と条件が異なる)				
互助会	加入できる(任意)				
災害補償制度		正規職員(6:	3歳前)と同じ		

		再任用職員(短時間勤務) ※定年前再任用or暫定再任用			再任用職員(フルタイム)	【参考】会計年度任用職員	
		31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用	(フルタイム)	
					職員の定年等に関する条例等の一 部を改正する等の条例附則第3条	徳島県病院局会計年度任用職員の 任用等に関する規程 ※公募による任用(採用されない場 合有り)	
		医療職(二)4級	医療職(二)4級	医療職(二)4級	医療職(二)1級又は2級		
勉手	給与額(期末・勤 当含む) 4.1時点での試算	約3,100,000円	約2,300,000円	約2,900,000円	約3,900,000円	職種や経験により異なる (例)医療職(二)1級85号俸の場合 約4,300,000円	
i	給料月額	215,359円	161,519円	199,728円	269,199円	(例)医療職(二)1級85号俸の場合 263,911円	
]	胡末·勤勉手当	2.40月分	2.40月分	2.40月分	2.40月分	4.60月分	
(# 	:済組合期間分) 	「年金」と「賃金」の月額相当額の合言 ※「年金」: 年金(すべての老齢厚生年)	十が51万円を超える場合、一部、又は 金の合算額(職域部分、加給年金額を除 頁+年間賞与(計算対象月以前1年間の根	く))の月額 票準賞与額の合算額)×1/12	までに生まれた者は63歳の誕生日の前	日に受給権発生	
(紹	共済年金 ^逐 過的職域加算)	1127.37] 6 (6) 八河市自東河南河 2.	支給	· 	支給停止	厚生年金(1号:日本年金機構)の期間は支給、厚生年金(3号・共済組合)期間は支給停止	
年	金払い退職給付	H27.10月以降の共済組合員期間分は、「年金払い退職給付」として65歳から支給(繰上げ、繰下げ可) (半分は終身年金, 半分は有期年金(20年、10年、一時金から選択))					
	年間総収入	約3,100,000円 十年金支給額 (全額停止以外)	約2,300,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約2,900,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約3,900,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約4,300,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	
	諸手当	(P22,26参照) ※定年前再任用、暫定再任用の適用内容は同じ			(P26参照)	期末手当、勤勉手当、通勤手当、超 過勤務手当、夜勤手当、宿日直手 当、休日給、給料の調整額、地域手 当、特殊勤務手当など	

■所得·勤務条件等比較表 (R7.10 情報提供パンフレット 追加資料(病院局作成))

【医療職給料表(二)】

	再任用職員(短時間勤務) ※定年前再任用or暫定再任用			再任用職員(フルタイム)	【参考】会計年度任用職員
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用	(フルタイム)
年次有給休暇	勤務日数を考慮して	で付与日数を定める	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ
			リフレッシュ休暇は適用なし。その他 の休暇は正規職員と同じ。夏休は一 日を単位とする。	リフレッシュ休暇は適用なし。その他 の休暇は正規職員と同じ。	リフレッシュ休暇、通信教育休暇、ボランティア休暇は適用なし。夏休は3日。その他の休暇は正規職員と同じ。
病気休暇		正規職員(6	0歳前)と同じ		10日
育児休業	対:	象(原則として、子が1歳に達する日ま	ミで)	正規職員(60歳前)と同じ	対象(原則として、子が1歳に達する 日まで)
育児部分休業			正規職員(60歳前)と同じ		
育児短時間勤務		対象外		正規職員(60歳前)と同じ	対象外
介護休暇	勤務日数を考慮して	て付与日数を定める	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	家族1人につき93日まで
分限・懲戒					
社会保険等					・厚生年金(1号・日本年金機構) ・共済短期 ・雇用保険 ※一定期間経過後 厚生年金(3号・共済組合)
定期健康診断	対象				
ストレスチェック制度			対象		
人間ドック事業(共済)	対象				対象外
貸付事業(共済)	対象(ただし、現職時と条件が異なる)			対象	
互助会	加入できる(任意)			加入できる(任意) ※一定期間経過後	
災害補償制度			正規職員(60歳前)と同じ		

	再任用職員	(短時間勤務)※定年前再任用or	再任用職員(フルタイム)	【参考】会計年度任用職員		
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用	(フルタイム)	
根拠法令	職員の定年等に関する条例第12条(!職員の定年等に関する条例等の一部		職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第3条	徳島県病院局会計年度任用職員の 任用等に関する規程 ※公募による任用(採用されない場 合有り) 医療職(三)2級		
	医療職(三)4級 医療職(三)4級 医療職(三)4級 医療職(三)4級					
年間給与額(期末・勤 勉手当含む) ※R7.4.1時点での試算	約3,300,000円	約2,500,000円	約3,100,000円	約4,200,000円	職種や経験により異なる (例)医療職(三)2級69号俸の場合 約5,100,000円	
給料月額	232,608円	174,456円	,	290,301円	(例)医療職(三)2級69号俸の場合 311,202円	
期末·勤勉手当	2.40月分	2.40月分	2.40月分	2.40月分	4.60月分	
3号厚生年金 (共済組合期間分) 	昭和36年4月2日以降に生まれた者は65歳の誕生日の前日に受給権発生 ※民間等での厚生年金保険加入期間を持つ女性の厚生年金(1号期間部分)は、昭和37年4月2日以降昭和39年4月1日までに生まれた者は63歳の誕生日の前日に受給権発生 「年金」と「賃金」の月額相当額の合計が51万円を超える場合、一部、又は、全額停止 ※「年金」: 年金(すべての老齢厚生年金の合算額(職域部分、加給年金額を除く))の月額 ※「賃金」: 計算対象月の標準報酬月額+年間賞与(計算対象月以前1年間の標準賞与額の合算額)×1/12					
	H27.9月までの共済組合員期間分を「	経過的職域加算」として、支給する経	過措置			
共済年金 (経過的職域加算)	支給			支給停止	厚生年金(1号:日本年金機構)の期間は支給、厚生年金(3号・共済組合)期間は支給停止	
年金払い退職給付	H27.10月以降の共済組合員期間分に (半分は終身年金, 半分は有期年金)		いら支給(繰上げ、繰下げ可)			
年間総収入	約3,300,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約2,500,000円 +年金支給額 (全額停止以外)	約3,100,000円 十年金支給額 (全額停止以外)	約4,200,000円 十年金支給額 (全額停止以外)	約5,100,000円 十年金支給額 (全額停止以外)	
諸手当	(P22,26参照) ※定年前再任用、暫定再任用の適用内容は同じ			(P26参照)	期末手当、勤勉手当、通勤手当、超 過勤務手当、夜勤手当、宿日直手 当、休日給、給料の調整額、地域手 当、特殊勤務手当など	

■所得·勤務条件等比較表 (R7.10 情報提供パンフレット 追加資料(病院局作成))

【医療職給料表(三)】

	再任用職員(短時間勤務) ※定年前再任用or暫定再任用			再任用職員(フルタイム)	【参考】会計年度任用職員	
	31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	※暫定再任用	(フルタイム)	
年次有給休暇	勤務日数を考慮して	(付与日数を定める	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	
			リフレッシュ休暇は適用なし。その他 の休暇は正規職員と同じ。夏休は一 日を単位とする。	リフレッシュ休暇は適用なし。その他 の休暇は正規職員と同じ。	リフレッシュ休暇、通信教育休暇、ボランティア休暇は適用なし。夏休は3日。その他の休暇は正規職員と同じ。	
病気休暇		正規職員(6	0歳前)と同じ		10日	
育児休業	対:	象(原則として、子が1歳に達する日ま	=で)	正規職員(60歳前)と同じ	対象(原則として、子が1歳に達する 日まで)	
育児部分休業	正規職員(60歳前)と同じ					
育児短時間勤務		対象外		正規職員(60歳前)と同じ	対象外	
介護休暇	勤務日数を考慮して	で付与日数を定める	正規職員(60歳前)と同じ	正規職員(60歳前)と同じ	家族1人につき93日まで	
分限·懲戒						
社会保険等	•厚生年金(1号·日本年金機構) •厚生年金(3号·共済組合)				・厚生年金(1号・日本年金機構) ・共済短期 ・雇用保険 ※一定期間経過後 厚生年金(3号・共済組合)	
定期健康診断		対象				
ストレスチェック制度			対象			
人間ドック事業(共済)	対象			対象外		
貸付事業(共済)	対象(ただし、現職時と条件が異なる)			対象		
互助会	加入できる(任意)				加入できる(任意) ※一定期間経過後	
災害補償制度			正規職員(60歳前)と同じ			